2025年10月11日

令和７－１９

ＡのＢに対する債権を保全するための債権者代位権に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.19］）

ア．ＢのＣに対する債権がＢからＡへと売却されたときは，Ａは，Ｂに代位して，債権譲渡の通知をすることができる。

イ．Ｂの権利が名誉侵害を理由とする慰謝料請求権である場合において，Ｂがその権利を行使する意思を表示した時以後は，Ａは，その権利を代位行使することができる。

ウ．ＡのＢに対する債権がＢの権利の発生後の原因に基づいて生じたものであるときは，Ａは，その権利を代位行使することができない。

エ．Ｂの権利がＤに対し絵画甲の引渡しを請求するものであるときは，Ａは，その権利を代位行使して，Ｄに対し，甲の引渡しを自己に対してすることを求めることができる。

オ．ＡがＢの権利の代位行使に係る訴えを提起した後，Ｂがその事実を知ったときであっても，Ｂは，その権利について処分をすることを妨げられない。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　５

肢ア

通知は代位できない。虚偽の通知がされる恐れがある。

通知は，権利ではなく，義務。

肢イ

意思を表示しただけでなく，金額が客観的に確定して，金銭債権とかわらない状態になることが必要。

肢ウ

発生後であっても，代位できる。債権者を保護する必要がある。

詐害行為取消のような制限はない。介入が代位の方が弱い。

肢エ

自己に対して直接求めることができる。債務者だと適切な管理が期待できない。

肢オ

４２３条の５

ＡがＢの権利の代位行使に係る訴えを提起した後，Ｂがその事実を知ったときであっても，Ｂは，その権利について処分をすることを妨げられない。

直ちに，管理処分権は失わない。訴訟告知はされる（４２３条の６）。債務者の意思を尊重するルールになっている。

弁済を止めたい場合，民事保全法などの制度を使って行うべき。

令和７－２０

ＡのＢに対する債務についてＣが保証又は物上保証をした場合に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. 20］）

ア．ＢＣ間の保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは，その効力を生じない。

イ．Ｃが特定物の売買契約における売主Ａのために保証をした場合において，買主Ｂがその代金を支払った後にＡの債務不履行により売買契約が解除されたときは，特に反対の意思表示がない限り，Ｃは，Ａの代金返還債務について保証の責任を負う。

ウ．ＡのＢに対する債務を保証人Ｃが単独で相続し，Ｃがそのことを知りながら自己の保証債務の弁済をしたときは，その弁済は，特段の事情のない限り，主たる債務者による承認として，Ｃが相続したＡのＢに対する債務についての消滅時効を更新する効力を有する。

エ．Ａの委託を受けて保証をしたＣがＡにあらかじめ通知しないでＢに弁済をした場合において，ＡがＢに対して反対債権を有していたときは，Ａは，その反対債権との相殺をもって，求償権の行使をするＣに対抗することができる。

オ．Ａの委託を受けて自己の所有する不動産に抵当権を設定したＣは，ＡのＢに対する債務の弁済期が到来したときは，Ａに対しあらかじめ求償権を行使することができる。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　　×

電磁的記録によって，されても効力が発生する。

書面が原則だが，手続上，時間がかかる。迅速に行えるようにする必要あり。

電磁的記録でも記録が残る。書面と同様，作成される。

慎重に行ってはいるので，効力が生ずる。

肢イ

解除すると遡及的に消滅。原状回復。

元の債務とは異なるので，保証の対象ではないのでは。

不都合，保証の意味がなくなる。トラブルのための担保，保証させる必要がある。

原状回復も，元の契約からでてきた債務，予見可能なので，保証の対象となる。

肢ウ

確かに，保証債務と主債務は別。保証債務として弁済した以上，主債務の承認とはならないのでは。不当，期待が生じている。

債務者でもある。債権者はわからない。債権者の保護の必要がある。

承認の趣旨，債権者が保全しなくてもよいと判断できる行為があれば承認。

本件はあたる。

肢エ

反対債権をもって，求償権に対抗できる。

主債務者の相殺の期待を保護する。

肢オ

物上保証人は，事前求償ない。

保証人と異なり，責任の範囲が限られている。

事前求償で保護するほどではない。

令和７－２１

売買代金債権の譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.21］）

ア．当事者が債権の譲渡を禁止する旨の意思表示をした場合において，その債権に対する強制執行をした差押債権者がその意思表示がされたことを知っていたときであっても，その債権の債務者は，差押債権者による取立てを拒むことができない。

イ．当事者が債権の譲渡を禁止する旨の意思表示をしたときは，その債権の譲渡は，債務者がその譲渡を承諾したときに限り，その効力を生ずる。

ウ．債権譲渡の予約につき確定日付のある証書により債務者に通知がされた場合において，その予約が完結されたときは，譲受人は，債権譲渡を第三者に対抗することができる。

エ．債権がＡとＢとに二重に譲渡され，各譲渡についての確定日付のある証書による通知が同時に債務者に到達した場合において，債務者がＡとＢのいずれにも何ら弁済をしていないときは，ＡＢ共に，債務者に対し，それぞれ譲受債権全額の弁済を請求することができる。

オ．債権がＡとＢとに二重に譲渡され，Ａへの譲渡については確定日付のある証書によらずに債務者に通知がされ，Ｂへの譲渡については債務者に通知がされていない場合において，債務者がＡに対して弁済をしたときは，債権は，これによって消滅する。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　３

肢ア

譲渡禁止をしても，差押は禁止できない。

肢イ

譲渡禁止特約をしても当事者間では有効になる。自由を認めている。

肢ウ

予約の通知では，対抗できない。不明確。第三者に不利益となる。

肢エ

同時の場合，両方とも対抗力がある。債務者に対してどちらも全額請求可。

債務者としては１人に払えばよい。

肢オ

通知があれば，債務者には対抗できる。Ａに弁済すれば，債務は消滅する。